

第十章の次に次の一章を加える。

第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等

(授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請)

第二十二條の四 法第百四條の十一第一項に規定する指定管理団体(以下この章において「指定管理団体」という。)は、法第百四條の十三第一項の規定により授業目的公衆送信補償金(法第百四條の十一第一項の授業目的公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。)の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項
- 三 法第百四條の十三第三項の規定による教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要(当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む。)

第二十二條の五 令第五十七條の十第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料(第三項第一号において「手数料」という。)に関する事項
- 二 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

2 法第百四條の十四第二項の授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細(著作権者又は著作隣接権者の不明その他の理由により授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。)及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3 指定管理団体は、法第百四條の十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類(変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類)を添付しなければならない。

○厚生労働省令第五十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第四十三條の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第二号)を次のように改正する。

第百二十五條の二の改正規定中「同条中「第二十三條の六第二項」の下に「同条第四項において準用する場合を含む。」を「同条を第百二十五條の三とし、同条の前に次の一条」に改め、同改正規定に次のように加える。

(機構に対する登録又は登録の更新に係る調査の申請)

第百二十五條の二 厚生労働大臣が法第二十三條の六第二項(同条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により機構に調査を行わせることとした場合における同条第一項の登録又は同条第三項の登録の更新の申請者は、機構に当該調査の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、様式第七十一の二による申請書により行うものとする。

一手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第百四條の十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第百四條の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七條の十二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

第二十四條第一号中「の規定」を「及び第百四條の十四第一項の規定」に改め、「書類」の下に「並びに第二十二條の五第三項の規定により添付しなければならない書類」を加え、同条第五号中「及び令第五十七條の九」を「第五十七條の九及び第五十七條の十五」に、「同条第二項」を「令第四十九條第二項」に改め、同条第七号中「の規定」を「及び第五十七條の十三第一項の規定」に改め、同条第八号中「の規定」を「及び第二十二條の四の規定」に改め、「書類」の下に「並びに同条の規定により添付しなければならない参考となる事項を記載した書類」を加える。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等(第二十二條の二・第二十二條の三)を「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等(第二十二條の二・第二十二條の三)」を「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等(第二十二條の四・第二十二條の五)」に改める部分に限る。)、第十章の次に一章を加える改正規定及び第二十四條の改正規定は、著作権法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。(経過措置)

2 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法(以下この項において「旧法」という。)第四十七條の六(旧法第八十六條第三項及び第百二條第一項において準用する場合を含む。)の規定により著作物(旧法第百二條第一項において準用する場合にあつては、実演、レコード、放送又は有線放送)を利用していた者については、この省令による改正前の著作権法施行規則第四條の四の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。